

令和7年12月

新川広域圏事務組合議会12月定例会会議録

令和7年12月25日 開会

令和7年12月25日 閉会

新川広域圏事務組合

令和7年12月25日 魚津市役所 第1委員会室において開く

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 副議長選挙
- 追加日程第1 議長辞職
- 追加日程第2 議長選挙
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 議案第7号及び議案第8号について
(理事長提案理由説明)
- 第6 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑
- 第7 議案第7号及び議案第8号について
(総務広域常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第8 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査

本日の出席議員 (12人)

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 石 崎 一 成 君 | 2番 | 金 川 敏 子 君 |
| 3番 | 浜 田 泰 友 君 | 4番 | 越 川 隆 文 君 |
| 5番 | 古 川 和 幸 君 | 6番 | 柳 田 守 君 |
| 7番 | 成 川 正 幸 君 | 8番 | 木 島 信 秋 君 |
| 9番 | 池 原 純 一 君 | 10番 | 佐 藤 一 仁 君 |
| 11番 | 元 島 正 隆 君 | 12番 | 加 藤 好 進 君 |

欠席した議員 (1人)

- 13番 水 野 仁 士 君

説明のため出席した者

理事長	村 椿	晃 君	副理事長	武 隈	義 一 君
副理事長	笹 島	春 人 君	副理事長	笹 原	靖 直 君
会計管理者	政 二	弘 明 君	事務局長	立 野	宏 君
総務課長	水 島	真 人 君	業務課長	流	新 一 君
エコぽ～と 所 長	森	義 雄 君	宮沢清掃センター兼クリーンぽ～と 所 長	飛 島	力 君

職務のため出席した者

魚津市企画部次長兼企画政策課長	木 村	勝 君
黒部市総務管理部企画情報課長兼企画調整班長	能 登	隆 浩 君
入善町秘書政策室長	島 尻	充 浩 君
朝日町財政管理課長	山 崎	明 子 君
総 務 課 係 長	島	司 君
総 務 課 主 任	河 崎	拓 也 君

午前10時00分 開会

「開会宣告」

○議長（成川正幸君） 本日、12月定例会が招集されましたところ、ただいま出席議員は定足数であります。

これより、令和7年新川広域圏事務組合議会12月定例会を開会いたします。

本定例会における議案説明のための出席者は、理事長、副理事長、会計管理者、事務局長その他関係課長等であります。

ご報告いたします。水野仁士議員より体調不良により本定例会を欠席する旨の届出があり、受理したことを報告します。

「議事日程報告」

○議長（成川正幸君） これより会議を開きます。

本日の日程はお手元に配布した日程表のとおりであります。

「議席の指定」

○議長（成川正幸君） 日程第1、議席の指定を行います。

先に行われた入善町議会臨時会における組合議会議員選挙の結果、新たに選出されました池原純一議員、佐藤一仁議員、元島正隆議員の議席は会議規則第4条第1項の規定により、池原純一議員は9番、佐藤一仁議員は10番、元島正隆議員は11番をそれぞれ指定いたします。

「副議長選挙」

○議長（成川正幸君） 日程第2、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成川正幸君） ご異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職より指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成川正幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本職より指名することに決定しました。

副議長に池原純一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました池原純一議員を副議長の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成川正幸君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました池原純一議員が副議長に当選されました。副議長に当選されました池原純一議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選された旨告知をいたします。副議長に当選されました池原純一議員からごあいさつがあります。

○副議長（池原純一君） おはようございます。ただいま副議長を仰せつかりました入善町議会の池原でございます。皆さんと議論を深めながら、議長を補佐しながら、役割を全うしていきたいと思っておりますのでひとつよろしく申し上げます。

○議長（成川正幸君） この際、議事運営上、暫時休憩いたします。

午前10時6分 休憩

午前10時7分 再開

「議長辞職」

○副議長（池原純一君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

成川正幸議長から議長辞職願が提出されました。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行いますので、よろしく申し上げます。この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として以下の日程を繰り下げ、

直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池原純一君） ご異議なしと認めます。

よって議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

それでは、ここで地方自治法第107条の規定により、成川正幸議員の退席を求めます。

〔7番 成川正幸議員 退場〕

○副議長（池原純一君） お諮りいたします。

成川正幸議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池原純一君） ご異議なしと認めます。よって、成川正幸議員の議長辞職を許可することに決しました。

成川正幸議員の入場を許可します。

〔7番 成川正幸議員 入場〕

○副議長（池原純一君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として以下日程を繰り下げ、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池原純一君） ご異議なしと認めます。よって、この際議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決しました。

「議長選挙」

○副議長（池原純一君） 追加日程第2、これより議長選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙方法につきましては、地方自治法第108条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池原純一君） ご異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職より指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池原純一君） ご異議なしと認めます。よって、本職より指名することに決定いたしました。

議長に、柳田守議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました柳田守議員を議長の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池原純一君） ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました柳田守君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました柳田守議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選された旨告知いたします。

議長に当選されました柳田守議員からごあいさつがあります。

○議長（柳田守君） ただいま、議員各位皆様と広域圏議会のご推挙をもち、伝統ある新川広域圏事務組合議会議長に就任させていただきました。円滑な運営にするため、皆様方のご協力、そして、当局の皆様のご協力をお願いする次第であります。本日はどうもありがとうございました。

○副議長（池原純一君） ここで議長と交代いたします。

〔池原副議長 退席、柳田議長 議長席に着く〕

「会議録署名議員の指名」

○議長（柳田守君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより議長において、3番 浜田泰友議員、10番 佐藤一仁議員の両名を指名いたします。

「会期の決定」

○議長（柳田守君） 日程第4、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日と定めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳田守君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

「議案第7号及び議案第8号について」

○議長（柳田守君） 日程第5、本会議に付議されております議案第7号及び議案第8号を一括議題といたします。

「提案理由説明」

○議長（柳田守君） 提案者の説明を求めます。

村椿晃理事長。

○理事長（村椿晃君） 本日ここに、令和7年新川広域圏事務組合議会12月定例会が開催されるにあたり、本年の主要事業の経過について申し上げますとともに、提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、令和6年度から令和9年度までの4か年の継続事業としておりますエコぼ〜と基幹的設備改良事業についてであります。

本年11月には共通設備第1期工事を終え、その後、3号炉の本格工事を開始したところであります。

今後も引き続き、工事の進捗状況、施設の運転管理状況等について、議員の皆様や地元住民の方々にしっかりとご報告し、情報を共有するとともに、安全対策や周辺環境に十分配慮しながら事業を進めてまいります。

次に、令和6年能登半島地震で発生した災害廃棄物の受入れについてであります。

令和6年10月に受入れを開始した石川県輪島市及び珠洲市の災害廃棄物は、本年9月の受入れ終了まで約666トンを受け入れました。

被災地の方々の復旧・復興に少しはお手伝いできたのではないかというふうに考えております。

それでは、今定例会に提出いたしました議案についてご説明いたします。

議案第7号 令和7年度新川広域圏事務組合一般会計補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4億4,329万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億9,347万9千円といたしたいのであります。

今回の補正の主なものは、歳入につきましては令和6年度繰越金5,337万1千円を増額し、搬入量の減によるエコぽ〜とごみ処理手数料296万7千円、令和6年能登半島地震による災害廃棄物受入れに係る受託事業収入3,931万3千円、エコぽ〜と基幹的設備改良事業に係る循環型社会形成推進交付金1億2,847万8千円、組合債2億8,162万7千円をそれぞれ減額いたしました。

歳出につきましては、人件費で人事院勧告を踏まえた給料月額の上上げ及び期末・勤勉手当支給割合の上上げ等により553万3千円の増額といたしました。また、物件費で焼却計画の見直しによりエコぽ〜との光熱水費を4,000万円の増額、指定ごみ袋の入札における製造単価の減により環境対策費を3,628万円の減額、エコぽ〜と基幹的設備改良事業の工程見直しに伴う継続費の年割額変更により4億5,255万1千円の減額とし、歳出合計4億4,329万8千円の減額といたしました。

以上の財源として、繰越金を充当し、分担金、使用料及び手数料、国庫支出金、諸収入及び組合債を減額いたしております。

続きまして、債務負担行為の設定についてであります。

令和8年度から開始するプラスチック使用製品廃棄物再資源化業務委託など合わせて7件につきましては、新年度当初より業務を行わなければならないため、本年度中の契約締結が必要となりますので債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第8号 新川広域圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、本年10月に富山県人事委員会から出された職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、新川広域圏事務組職員の給与月額及び期末・勤勉手当の支給月数等について、所要の改正を行うものであります。

以上、本日提出いたしました議案の説明といたします。

何卒慎重ご審議のうえ、議決をいただきますようお願い申し上げます。

「組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑」

○議長（柳田守君） 日程第6、組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を行います。

発言の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

8番 木島信秋議員。

○議員（木島信秋君） おはようございます。今年も今日を含めて残り1週間となりました。米、猛暑、そして熊、山林火災、地震といろいろあった巳年でありました。来年午年が皆様にとって素晴らしい1年であることを祈念いたします。

それでは、大項目3点について村椿理事長にお伺いします。

近年、モバイルバッテリーやリチウムイオン電池を原因とする火災事故が全国的に増加しております。特にごみ収集車両や処理施設においては搬入物に混入したバッテリーが発火し、重大な事故につながる事例が報告されております。新川広域圏においても同様の危険性が存在しており、各自治体が個別に対応するのではなく組合全体で統一した初動対応マニュアルを策定し、消防、清掃事業者、住民への周知を徹底すべきではないかと考えます。安全確保の観点から広域的な統一对応の必要性について見解を伺います。これは先日の全員協議会で説明を伺っておりますが、念押しで伺います。

次に、エコぼ〜との搬入車両の混雑、渋滞についてであります。現状、ピーク時には待機列が発生し、周辺道路への影響が懸念されております。これに対し、搬入時間の分散化、予約制の導入、臨時待機所の設置など具体的な渋滞緩和策を検討すべきと考えます。組合としてどのような対応を予定しているのか明確な方針を伺います。

次に、組合が所有する最終処分場のうち、宮沢清掃センターが管理する処分場についてお伺いします。まず、屋根付きの処分場の埋立て年数についてですが、浸出水や臭気の抑制を目的とした構造であり、埋立て年数は15年程度とされています。今後延命化策や更新計画について具体的な見通しをお伺いします。

次に、自治体に対応している江ざらいのごみ埋立ての可能性についてですが、現行制度上は困難とされております。広域的な廃棄物処理計画の中で代替的な処分方法を検討する余地があるのか見解をお伺いいたします。

最後に、旧処分場の現状と跡地計画についてであります。旧処分場は既に埋立てを終了しており、環境保全を前提とした跡地利用が求められています。全国的には公園や緑地への転用事例が多くみられますが、新川広域圏としてどのような跡地利用を構想しているの

か具体的な計画をお伺いいたします。以上です。

○議長（柳田守君） 村椿理事長。

○理事長（村椿晃君） 木島議員のご質問にお答えします。

初めに、モバイルバッテリーなどによる車両火災の対応を新川広域圏で統一すべきではないかというご質問でございます。木島議員の仰られるとおり、近年、全国においてモバイルバッテリーやリチウムイオン電池に起因する火災が頻繁に発生しています。

新川広域圏においても例外ではなく、組合施設やごみ収集車で火災が見受けられているところでございます。火災発生リスクを軽減するために、令和8年4月からリチウムイオン電池等を別袋で、ごみステーションに出せるように構成自治体と準備を進めているところでございます。

ごみステーションへの出し方につきましては、圏域内で統一し、分かりやすい内容で広報誌やホームページ、ケーブルテレビなどで幅広く周知してまいりたいと考えております。

また、車両火災発生時の対応についてでございますけれども、消防、構成自治体、収集事業者、当組合関係各所等で情報共有いたしまして、統一したより安全な対応ができるように連携をして、住民の皆様や働く方々が安心できるよう努めてまいりたいと考えております。

2番目のエコぼ〜との搬入車両混雑、渋滞等に対する対応についてのご質問にお答えいたします。

現在、草刈りや樹木剪定を行う時期には、搬入される車両が集中して混雑する時間帯が発生し、敷地外の道路まで搬入車両が並ぶことがあるということはご指摘のとおりでございます。これまでエコぼ〜とでは周辺道路の通行に支障をきたさないように、剪定枝などの受入れに時間を要する車両は敷地内に臨時的な待機場所を設けまして、事故を防ぐため職員が車両誘導を行うなどの対応をしてきております。

搬入車両の混雑解消対策といたしましては、搬入時間の分散化やそれからご指摘のありましたとおり予約制の導入などが有効な対策となるわけでございますけれども、草刈りや樹木剪定などは天候にも左右されまして、休日しか作業ができない方もおられるわけでございます。

当組合といたしましては臨時の荷下ろし場所の確保など、多様な対策を検討しながら、住民サービスの質を落とさずに住民の皆様が快適に利用できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

3番目の宮沢清掃センター新処分場の埋立て可能年数についてのご質問にお答えをいたします。

宮沢清掃センター新最終処分場は供用開始から12年経過いたしております。

同処分場の計画時の埋立て可能年数は環境省の性能指針に基づきまして、先ほど議員からご紹介

介が合ったとおり 15 年程度でということでしたが、その後、平成 25 年度にアルミ選別機を設置をいたしまして破砕残渣の内、アルミを取り除いた可燃性残渣をエコぽ〜とで焼却処理することにいたしました。このことから、埋立量が減少し埋立て可能年数が伸びている、そういった状況でございます。

こういった実績を基に算出をいたしますと、今後の埋立て可能年数なんですけれども今後 40 年程度可能だというふうに見込んでいるところでございます。

次に、江ざらいで発生する土砂の処理のご質問にお答えいたします。

宮沢清掃センター新最終処分場につきましては供用開始当初から江ざらいで発生する土砂の受入れというのは行っておりません。同処分場の埋立て対象物は粗大ごみの破砕残渣ということになっております。

また、江ざらいで発生する土砂は、基本的に産業廃棄物という扱いになるものですから、一般廃棄物の処理を対象としております当組合の施設では処理することができないという仕組みになっております。

木島議員ご質問の代替的な処分方法について検討の余地があるのかということでございますけれども、現在、構成自治体の方で適正に処理されているものというふうに認識しているところでございます。

今後、構成自治体で適正な処理がなかなか難しいという状態が発生いたしましたならば、そのような問題に対しまして、当組合の方で協力する方法がないのか、ということは検討してまいりたいというふうに思っております。

最後に、宮沢清掃センター一般廃棄物最終処分場の現状、それとその跡地計画利用に関するご質問にお答えをいたします。

同処分場は平成 29 年 11 月に埋立てを終了いたしました。そして、令和 5 年 9 月に廃止が認められております。現在、管理につきましては、除草業務などを行い、地域住民の方々の生活環境に配慮しながら管理に努めているところでございます。

廃止された処分場につきましては、現在安定的な状態ではあるものの、土地の掘削や改良など、埋立物に影響を与えるような土地の形質の変更を行った場合には、これまで安定的であった地下の廃棄物が攪拌されたり、酸素が供給されたりすることで、ガスや汚水が発生するなど、生活環境の保全上の支障を生ずるおそれがあるわけでございます。

また、跡地計画につきましては、廃止からまだ 2 年程度の経過年数ということでございますので、当面は現状を維持し安定した維持管理に努めてまいりたいというふうに考えているところで

ございます。

以上でございます。

○議長（柳田守君） 8番 木島議員。

○議員（木島信秋君） 理事長答弁ありがとうございました。

何点かお伝えさせていただきます。

モバイルバッテリーの件であります。3つの自治体で統一的去る答弁でありますので、是非ばらばらにならないように、例えば、入善町の方、あるいは朝日町の方が黒部市の方と話をしていたら、「うちは違うよ」というようなことにならないように。今、そのような状況がちょっとあるんですよね。ですから、どちらが合っている違うとか、そうではなく、広域圏でそういうようにやっているわけですので是非統一した袋に入れるなり、していただきたいですし、令和8年から統一するということでもありますので是非その方向でお願いしたいと思ひます。

それからエコぼ〜との車両の混雑や渋滞についてですが、これも当局の方で分かっておられると思ひますので、その対応の方を。収集車の方はお仕事でありますので、一般の方は自分のところのごみですので、私とすれば仕事でやっている方を渋滞させないように逆にしてほしいなど。日曜日とか、その時のごみを出される天候によっても左右されるわけですがけれども、少しは、その辺は、住民の方は我慢してもらってもいいんじゃないかというふうに思ひます。広域圏の方を優先させてやっていただけたらというふうに思ひます。ただ、トラブルにならないように、そこが私が一番言いたところだったので、そこら辺をまたうまくやっていただきたいと思ひます。

あと、この宮沢清掃センター最終処分場の、僕らが聞いていたのは15年という話なので、その後あーだこーだというのは理事長からのお話のとおりですが、今後40年なのですか。それとも今までのものも含めて40年なのですか。

○議長（柳田守君） 村椿理事長。

○理事長（村椿晃君） 今後40年程度というふうに見込んでおります。

○議長（柳田守君） 8番 木島議員。

○議員（木島信秋君） かなり延びたのですね。15年が今後40年ということは55年もつということになるわけですね。今は12年ですので52年ということになるわけですが、もてばもつほどそれはいいことですのでそれについては分かりました。

あと、江ざらいについて前もこういう話があったと記憶していますが、私らは海岸の近

くに生活しているので、これはどうしても上から下へ流れてくるんですよ土砂というものは。水もそうですけれども。それで黒部市の場合は、ここ2、3年から業者に持っていくというようになっているんですよ。「我々も皆さんが持ってこられたら分別しないといけない。缶も混ざっておればビンもあれば、ペットボトルも入っている。というのは、うちの方だったら、夏野土木さんとか共和土木さんですけども、そういうものをきちんと仕分けしてくれれば別に有料にしなくてもいいけど、それを理解してくれ」ということで、結構高いですよ。そういうことを海岸沿いの人たちが「行政で何とかならないか」という話になってもなかなかうちの市長から「じゃあ分かった」というような返事がないんですよ。ないので。だから1つ上のランクの広域圏で何とかならないかなど。よその町の話は分かりませんが、できれば今はどういう状況でやっているのか魚津市さん、それから入善町さん、朝日町さんとちょっと教えてもらいたいと思うんですけども。分かる範囲でいいです。

○議長（柳田守君） 立野事務局長。

○事務局長（立野宏君） 昨年の聞取りの状況で申し訳ないですが、魚津市さんの場合は産業廃棄物として富山市さんの業者で処理していただいているとお聞きしています。

○議員（木島信秋君） 土砂自体がですか。

○事務局長（立野宏君） そうです。江ざらいとお聞きしましたのでそのような形で処理しているとお聞きしております。あくまで昨年の状態です。入善町さんの場合は町の方で処分、処分の方法まではお聞きしていませんが、町の方で処分しているとお聞きしております。朝日町さんにつきましても魚津市さんと同様に業者に処理の方を委託しているというようにお聞きしています。以上です。

○議員（木島信秋君） 議長。

○議長（柳田守君） 木島議員に申し上げます。一応3回までの発言となっております。

○議員（木島信秋君） これで最後です。知っております。

○議長（柳田守君） それでは会議規則第56条但し書きの規定により特別に発言を許可します。

○議員（木島信秋君） 富山市の方に持っていってもらっているというのは有料になるわけですよ。これが最後になるものでもう少し言わせてください。有料になるとそれほど出しているのか、それを聞きたいと思います。そうすればそれを参考にして隣にいる武隈市長にもそのようにしてもらいたいと思います。江ざらいで出ているのがほとんど

下流域なんですよ。上流域で出るというのはほとんどないです。だから市全体で統一した考えではないですからそれで海岸側の人たちから言われており、私らも7、8年前から議論していますがなかなか決まらないものですから。立野事務局長に答えていただきたいと思います。

○議長（柳田守君） 立野事務局長。

○事務局長（立野宏君） 富山市の業者ということで費用が恐らくかかっているとは思いますが、そこまで具体的な内容等については調べておりませんので次の議会かどこかでご報告したいと思います。

○議長（柳田守君） 以上で木島議員の質問を終結いたします。

次に、3番 浜田泰友議員。

○議員（浜田泰友君） 新川広域圏事務組合議会12月定例会に当たり、通告に従いまして質問をいたします。質問はエコぼ〜とについてです。

①エコぼ〜と基幹的設備改良工事の進捗状況についてです。令和6年度から令和9年度までの4か年の継続事業としておりますエコぼ〜と基幹的設備改良事業につきましては、焼却施設の長寿命化を図り、16時間3炉運転から24時間2炉運転に変更する、また、2次燃焼室の拡張など将来のビニプラ混焼に繋がるものと認識しております。大規模な事業であることから逐次状況について確認しておく必要があると考えます。現在の進捗状況をお聞かせください。

②光熱水費の補正についてです。24時間運転により炉内が高温度となり、ごみ投入量に制限が生じていることから焼却計画を見直し、2炉運転を当初の15日から110日とする約4,000万円の光熱水費の増額補正が提案されております。先の議会におけますは基幹的設備改良工事の完了後は焼却炉の熱負荷が軽減されることから安定した連続運転が可能になる、つまり、この2炉運転が延びることがなくなるという回答を頂いております。ただ、現在生じているごみ投入量の制限がいつまで続く見込みかというところについて、その点を踏まえたエコぼ〜との新年度当初予算における光熱水費にどのように影響してくるのか、どのように見込んでいるのかその点についてお聞かせください。

○議長（柳田守君） 村椿理事長。

○理事長（村椿晃君） 浜田議員のご質問にお答えをいたします。

エコぼ〜と基幹的設備改良事業の進捗状況についてのお尋ねでございますが、エコぼ〜と基幹的設備改良工事は本年8月中旬から仮設事務所の設置など工事の準備を行いまして

11月には共通設備第1次工事を終え、その後、3号炉の本格工事を開始をしたところであり
ます。

工事の進捗状況でございますが、令和7年11月末時点での進捗率は0.4%であります。
現在、工事は順調に進んでおり、3月末には今年度の出来高予定のとおり進捗率が2.1%
となる見込みであります。

次にエコぼ～との新年度当初予算における光熱水費について、どのように見込んでいる
のか、とのご質問にお答えします。

エコぼ～とでは、本年4月から24時間運転へ移行いたしまして、ごみの焼却運転を実施
をしております。

しかしながら、連続運転となりましたため、炉内温度が高温状態になりやすく、ごみの
投入量に制限がかかる状況が続いております。

4月以降、日量10トン減の70トンの焼却量で推移しておりまして、令和8年度におき
ましても引き続き、このような状態が続くものと考えられます。したがって、今年度
と同様に2炉運転を110日程度必要になるのではないかと見込んでおります。

そうなりますと、令和8年度の経費につきましても、令和7年度当初予算に、本定例会
の補正予算として提案しております4,000万円を追加した1億9,500万円程度の費用がか
かるのではないかとこのように見込んでいるところでございます。

○議長（柳田守君） 3番 浜田議員。

○議員（浜田泰友君） 再質問ではございませんが一言述べさせていただきます。

1番目のエコぼ～と基幹的設備改良工事につきましては、進捗状況を議会があるたびに
説明していただいて、進捗状況がどうなっているのかをこまめに教えていただきたいなど
思っております。

2番目の光熱水費の補正についてですが、現在3号炉に取り掛かっていますがこれが、
多分3号炉の工事が終わって新しい炉が今度稼働というか順番に切り替えていって、新し
い炉の方で運転するようになれば今のような問題は起こらなくなるのかなというふうに
思っておりますので、少なくともここしばらくは高コストな運転制限が付いてしまうのは
致し方ないと思っております。なかなかこういった大規模な工事をするときにはいろいろ
な不測な事態というか、当初見込んでいなかったところがあると思っておりますので、そうい
ったことも含めてまた議会との情報共有ということをお願いして、終わります。

○議長（柳田守君） 以上で通告を受けておりました質問、質疑は終わりました。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳田守君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっています議案第7号及び議案第8号については、総務広域常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため暫時休憩といたします。

午前10時47分 休憩

午前10時58分 再開

「議案の常任委員会付託」

○議長（柳田守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第7号及び議案第8号を議題とし、総務広域常任委員会委員長からの報告を求めます。佐藤一仁総務広域常任委員会委員長。

○総務広域常任委員会委員長（佐藤一仁君） 総務広域常任委員会の委員長報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に審査を付託された案件は議案第7号及び議案第8号でありました。委員会を開催し、慎重に審査いたしましたところ、議案第7号令和7年度新川広域圏事務組合一般会計補正予算第2号及び議案第8号新川広域圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、以上、2件の議案につきましては全会一致で原案のとおり可決するものと決しました。

以上で、総務広域常任委員会委員長報告といたします。

「質疑」

○議長（柳田守君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳田守君） これをもちまして、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳田守君） 討論が無いようですので、討論を終わります。

「採決」

○議長（柳田守君） これより、採決を行います。

はじめに、議案第7号について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

議案第7号について、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳田守君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

議案第8号について、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳田守君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

「議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査」

○議長（柳田守君） 日程第8、議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長から会議規則第104条の規定によりお手元に配布いたしました申出一覧のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳田守君） ご異議なしと認めます。

よって、申出の通り決定いたしました。

以上で日程は全て終了し、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

議員各位、理事者の皆様並びに報道関係者には誠意をもってご協力いただきましたことに対し、本席から厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、令和7年新川広域圏事務組合議会 12月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前 11 時 02 分 閉会